

第4回鹿児島家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時等

- 1 日 時 平成17年5月23日(月)午後2時から午後4時まで
- 2 場 所 鹿児島家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 緒方直人, 寺尾洋(委員長), 原明日香, 日高和広, 本田妙子,
増田博, 餅原尚子, 山本由利子

第2 議事

- 1 開会
- 2 新委員紹介(寺尾委員, 山本委員)
- 3 委員長選出及び就任あいさつ

全委員の賛同により, 委員長に鹿児島家庭裁判所長が選出され, 就任あいさつがあった。

- 4 第3回委員会での指摘事項に関する取組み状況報告

(委員長)

第3回委員会での指摘事項に基づき改善した点等があれば報告されたい。

(家裁事務局長)

- ・ 裁判所が配布するリーフレットにつき, その性質, 必要性, 有効性を考慮し, 配布先, 配布方法の見直しを行なったことにつき報告
- ・ 憲法週間の取組み状況につき報告
- ・ 裁判所作成のビデオの貸出し例につき報告

今後, ホームページ等で貸出しビデオを案内することを検討している旨報告

- 5 「家事調停の現状と課題」

(寺尾委員長)

家庭裁判所から, 家事調停の現状及び課題について概括説明をさせることとしたい。

(山本委員)

家事調停制度の概要に関し, 家事調停の意義, 特色, 調停機関等につき説明

(家裁首席書記官)

家事調停事件の現状に関し、事件の種類、事件数の推移、調停委員会の組織、調停手続の流れ、終局割合及び係属期間につき説明

家事調停事件の課題として、家事調停委員候補者の人材確保、家事調停委員の執務能力の向上を図るための方策、DV事件の処理に関する方策をあげて説明

(首席家裁調査官)

家庭裁判所調査官の家事調停事件への関与について説明

(家裁事務局長)

家事調停委員に関し、任命資格、任命方法、現任家事調停委員の年齢別・職業別構成、研修の実施状況等について説明

(以下、■A～G：委員)

■B 人事訴訟を家庭裁判所で取り扱うようになったこと（以下、「人訴移管」という。）の影響はあるか。また、家事調停事件の9割が1年以内に終了しており、終局事由としては取り下げが非常に多いが、近時、調停委員会が終局を急ぐあまり粘り強さに欠ける傾向はないか。

■G 人訴移管によって、家事調停は非常に変わったと感じる。

以前は、あっさり調停を不成立にしていた面もあったが、人訴移管により、少しでも当事者の合意（調停成立）で終わらせようと家事調停を充実させるよう努めている。人事訴訟を家庭裁判所で行なうことから、家事調停段階で、家事審判官がある程度の心証を開示することで、早期に合意を形成できるようにもなったと思われる。家事調停の成立件数も増えていると思う。

ただ、人事訴訟は、家事調停とは切り離された手続で、家事調停の際に提出された資料をそのまま使うわけにはいかないし、家事調停記録も各書面を、当事者が証拠として提出しなければ、人事訴訟における証拠とすることはできない。人事訴訟の内容は個人的には人訴移管後もあまり変わらないように思われる。

なお、人訴移管後、人事訴訟事件の件数は少しではあるが減少しており、これは家

事調停の充実によるとも考えられる。

■C 学会では、調停成立の見込みがないような場合、24条審判をもっと活用すべきとの意見がある。人訴移管により、家庭裁判所で調停を踏まえた上で判決ができるようになった。実務では、24条審判を活用する余地はないのか。

■G 24条審判は、異議があれば覆る手続であるので、家事審判官としては、調停で合意に結び付けるか、訴訟で決着する方がよいと考える。

(委員長) 簡易裁判所には、調停に代わる決定として17条決定があり、遠隔地間の当事者等、双方の出席が確保しにくいような場合に活用されている。

■B 家事事件は、身分関係なので24条審判は難しいのではないか。

■C それでも、年間五、六十件は利用されているようである。

家庭裁判所で調停不成立となった事件でも、地方裁判所の人事訴訟では、説得力をもって和解で事件をまとめることができている。もっとも和解では離婚することができないので、協議離婚の形をとって離婚請求を取り下げさせる取扱いだったが。

■G 人訴移管によって、家庭裁判所でも心証を開示しながら和解ができる。また、それを調停段階に前倒しすることも可能となった。

■B 調停では合意しないが、訴訟段階になるとあきらめるという当事者もかなりいるようだ。

■C 人訴移管によって、24条審判は不要になるのだろうか。

(委員長)

これから24条審判がどうなるのかは、今後の家事調停や訴訟の動向を見てということになるのだろう。

■B 人訴移管により、子の監護や、財産分与、婚姻費用分担等の事件では、家庭裁判所調査官による調査ができるようになり、家庭裁判所調査官は多忙になってきていると思うが、人数は足りているのか。

(委員長)

鹿児島の場合は、家庭裁判所調査官は本庁と名瀬支部にしかいないので、家庭裁判

所調査官の未配置支部等を含めた遠隔地の調査の在り方などの問題もあるようだ。

■ C 加治木支部や知覧支部にも家庭裁判所調査官は配置されていないのか。

(委員長)

それらの庁には、家庭裁判所調査官の配置はなく、本庁からてん補（出張）して事件を処理している。

(首席家裁調査官)

家庭裁判所調査官の乙類調停事件への関与率は、75パーセント程度である。ただ、これは、新受事件数と調査命令件数との割合で、同一事件で複数回調査命令が出される場合もあるので、実際の関与率はもう少し低いだろう。

乙類調停事件の場合、子の監護に関する事件を中心に、家庭裁判所調査官の関与率は高いが、一般調停への家庭裁判所調査官の関与は少ない。

鹿児島の場合、調査命令の約40パーセントが家庭裁判所調査官の配置のない支部、出張所の事件であるから、家庭裁判所調査官の負担は大きい。

■ B 家事調停委員の任命について、弁護士の場合は、弁護士会から推薦するが、農業や商業を営んでいる現任の家事調停委員は、どのようにして任命されたのか。

(委員長)

先ほども説明があったが、家事調停委員の任命は、4月と10月の2回、最高裁判所が行なう。鹿児島家庭裁判所では、それに合わせて、家事調停委員選考委員会を開き、選考を行なって、最高裁判所に候補者の任命上申をする。

選考委員は、所長、裁判官、首席書記官等で構成しており、面接による選考を行なっている。

選考候補者の確保にあたって、裁判所から推薦依頼をする団体としては、県、市、法務局、保護観察所等があり、裁判所から依頼しなくても推薦をいただいている団体としては、法務局、検察庁、弁護士会がある。また、現職の家事調停委員や、福祉関係者から推薦を受けることもある。

他薦ではなく、自薦で申し込む例というのはあまりない。

家事調停委員の選考について、公募制を採用してはどうかとの考えもあろうが、全国的にみてもそのような方法を採用しているという話は聞かない。

家事調停委員の職務の性質からすれば、試験にはなじみにくいようにも思う。

一般公募とすれば、いろいろな人が申し込むと思うが、家事調停委員の選考基準を具体的に定めるのは難しく、適否の判断に当たっては、社会的な実績も見る必要があると考える。

しかしながら、もっと給源を広げるべきであるということが言われており、民間からの推薦を広げていきたいと考えている。

■D 家事調停委員は、任期が2年ということだが、2年やそこらでは、難しい調停はこなせないのではないか。

(委員長)

家事調停委員については、裁判所としても研修等を実施してそのスキルアップを図っているところであり、短期間で辞めていただくのはロスが大きい。原則として、一応の制限年齢である70歳未満であれば、任期を更新して再任を続けることとしている。

(家裁事務局長)

平成16年4月と10月の鹿児島家庭裁判所本庁の家事調停委員の新規任命者数は合計18人である。本庁の家事調停委員のうち、5年以上の経験を持つ者は、25人であり、5年未満の者のうち1年以上2年未満は5人、2年以上3年未満は7人、3年以上4年未満は5人、4年以上5年未満は5人となっている。

■F 家事調停委員の職業別の割合を見ると、無職の家事調停委員が多いようであるが、これら家事調停委員の前職はどのような内訳になっているのか。

(家裁事務局長)

無職の家事調停委員の中には、在職時代から家事調停委員をやっていて、退職後も引き続き任命されている者と、退職後に家事調停委員になった者がいる。

後者としては、教職経験者、金融機関経験者、元公務員などがいる。

■F 家事調停委員は公正さが要求されると思うが、その中に宗教家が含まれているのはどうなのか。

(家裁事務局長)

僧侶である。

(委員長)

僧侶の中には、地域社会で中心となって奉仕活動をする人も多いようで、地方では調停委員に任命されている例が多いようである。

■C 一般の主婦はいないのか。

(家裁事務局長)

四、五十代の女性の家事調停委員のうち、無職の16人は、主婦である可能性が高いと思う。

■C 一般の主婦の発掘というのはどうするのか。

(家裁事務局長)

主に元家事調停委員等からの推薦である。

(委員長)

主婦という職歴だけでの推薦は難しいかもしれない。過去に職業についていたり、社会活動をしていたりということがあるのではないか。

■B 裁判所のOBも多いのではないか。

(家裁事務局長)

元裁判所職員の家事調停委員は3人だけであり、本庁に2人、支部に1人である。

■D 家事調停委員の総数はどのようにして決まっているのか。

(委員長)

最高裁判所から枠が示されている。これは事件数等の要素によって決まっていると思う。

■D 冒頭の説明では、鹿児島は家事調停事件数が伸びているということだったので、家事調停委員の数も増加しているのではないか。

(家裁事務局長)

特に家事調停委員の数が増えているということはないし、今のところ特に増やす必要性もないと考えている。

ただ、本庁の場合、家事調停事件を担当する現場では、もう少し男性を増やしたいという希望があるようだ。

(家裁首席書記官)

原則として、家庭裁判所では、男性調停委員と女性調停委員を組合せて家事調停を行なってもらうことにしている。家事調停委員の数では男性の方が多いのだが、男性の家事調停委員のうち、在職者は、弁護士など多忙な方が多く、調停期日に男性の家事調停委員を確保するのがなかなか難しい実情がある。

(委員長)

定数を増やして男性の家事調停委員を確保することも考えられる。

■B 離婚調停の利用状況は、鹿児島と全国ではどうか。

■C 先ほどの説明では、鹿児島が全国より少ないようであったが。

(委員長)

離婚件数に対する離婚調停の成立件数の割合で見ると、全国が9.8パーセント、鹿児島が7.7パーセントとなっている。

■B 離婚調停申立件数に対する成立件数の割合ではどうか。

(家裁事務局長)

新受件数に対する離婚成立件数の割合で見ると、全国も、鹿児島も約45パーセントくらいで変わりはない。

平成16年度の離婚事件の新受件数と平成11年度の新受件数を比較した場合で見ても、全国が13パーセント増、鹿児島が11パーセント増である。

(委員長)

そうすると、鹿児島が、離婚件数に対する離婚調停成立件数が低いということは、協議離婚の割合が全国より高いということになる。

■C 子の親権者や監護者の指定などは離婚事件の付帯事件となるので、従前は、離婚事件が訴訟となって地方裁判所に係属すると、一緒に地方裁判所で審理されることになり、家庭裁判所調査官による調査を行わずに、細かな判断ができなかったのではないか。人訴移管になって、今後は、人事訴訟でも家庭裁判所調査官の調査を活用して細かな判断ができるようになったのではないか。

■G 確かに人事訴訟にとって、家庭裁判所調査官を活用できるようになったことは大きな違いである。

■F 家事調停委員の適性の判断の指標は何かあるのか。家事調停委員に任命した後、ふさわしくないということになった場合はどうするのか。

(委員長)

特に家事調停委員の適性の指標というものはない。

公平性や、当事者の意見を聞く姿勢があるかという観点はある。社会経験や年齢、人格識見の点で、調停を行なうのにふさわしい人かどうか、面接で判断する。

(家裁事務局長)

鹿児島では、推薦母体からの推薦を受け、さらに面接を行なって任命上申しているので、適性がないということで再任しないという例はない。ただ、本人の職業の繁忙度や健康上の理由から再任しないという例はある。

(委員長)

非違行為や法律違反ということがあれば、辞めていただくということはあろうかと思うが、調停の内容など能力的な面で辞めていただくということはないのではないか。

ところで、先ほどの話で、離婚事件において鹿児島の調停の利用率が低いということであれば、何か利用率を高める方策は考えられないか。

■B 平成16年は全国的には、それまで増加していた調停事件数がやや減少していたが、鹿児島では増加しつづけている。

これは、昨年、鹿児島の裁判所が見学会を開催し、市民に広く庁舎を開放したりしたことも影響しているのではないか。パンフレットの配布先を増やしたり、裁判官や

書記官が講師に出掛けるなどの取り組みの成果ではないかと思う。このような取り組みにより裁判所の敷居を低くすることが重要である。

今後、裁判所の開放も年一、二回は開き、家庭裁判所も模擬裁判、模擬調停などの取り組みをしていただきたい。家事調停についても費用が安いということを宣伝する必要があると思う。裁判官も忙しいとは思いますが、もっと学校での講義や市民に直接話をする機会を設けてはどうか。

(委員長)

平成17年2月にも市民見学会を開催する計画があったのだが、所長の交代時期に重なり、延期になっている。その件も含めて前向きに検討する。

■B 裁判所見学に来た人に裁判所庁舎内での記念撮影を認めてはどうか。

(委員長)

裁判所の場合、プライバシーの問題もあるので庁舎内での写真撮影は原則として遠慮していただいているが、一般広報の関係では、法廷内で撮影を認めた例はある。

今後は、事前に申し出ていただければ検討したい。

6 次回委員会

(委員長)

次回委員会は、新しい議題について協議するか、それとも今回の議題を更に深めて協議するかについて意見をお伺いしたい。

■F 家事調停委員の能力向上のための方策や、DV関係の調停事件の現状と課題については話ができなかったもので、次回は、同じ議題で、その辺りについて議論を深めてはどうか。

■A DV保護命令等は家庭裁判所でも取り扱うのか。

(委員長)

保護命令事件は、地方裁判所の事件だが、家庭裁判所への離婚調停の申立てとリンクしている。

■A DV事件については関心があるので、ぜひ次回のテーマとして議論したい。

(委員長)

それでは次回は、本日と同じ「家事調停の現状と課題」という議題で、DV関連の調停事件の現状と課題、家事調停委員の能力向上策について議論する。あわせて鹿児島特有の問題として、離島における調停事件処理についても取り上げてみたい。

追加で用意すべき資料などがあれば御連絡いただきたい。

■C 離島の離婚率は高いが、家事調停事件の利用率は低いのではないのか。その辺りの数字を調査していただきたい。

(委員長)

次回は、11月28日(月)午後2時(午後4時終了予定)、鹿児島家庭裁判所大会議室で開催する。